

2021年2月3日付け厚生労働省より

「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」のご案内

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、緊急的臨時的な対応として、医療機関・薬局等の医療提供体制の確保を図るため、対象医療機関等の感染拡大防止対策等に要する費用を補助することとなりました。

本補助金は国の直接補助事業としているため、補助の申請は医療機関等から直接、厚生労働省に行ってください。

1 補助対象医療機関

保険薬局

2 補助基準額（上限額）及び補助の対象経費等

基準額（上限額） 保険薬局 20万円

対象経費 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や
診療体制確保等に要する次の経費

賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、
需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、
役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
なお、従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。

対象期間 令和2年12月15日から令和3年3月31日までの関連支出

3 申請書の提出

(1) 提出期限 令和3年2月28日（当日消印有効）

(2) 提出方法 以下へ郵送

住所:〒119-0397 銀座郵便局留

宛先:厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛

(3) 提出書類

[申請する経費の支出が全て終わっている場合]

①交付申請書（第5号様式）

②申請書の別紙

③厚生労働省への請求書

④申請する経費に係る領収書等の支出額が分かるもの（写し）

[申請する経費の支出が終わっていない場合]

①交付申請書（第3号様式）

②申請書の別紙

③厚生労働省への請求書

※ 事後に事業実績報告が必要となりますので、

領収書等の証拠書類は保管しておいてください。

4 補助金の交付決定等

申請書の受付から振込までは、申請書に不備がない場合、おおむね1か月程度見込み

5 事業実績報告の提出

申請時に「申請する経費の支出が終わっていない場合」は、事業（支出）が終わった日から1か月以内又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。

提出方法:以下へ郵送してください。

住所:〒119-0397 銀座郵便局留

宛先:厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛

提出書類:①事業実績報告書（第4号様式）

②実績報告書の別紙

③領収書等の支出額が分かるもの（写し）

④交付決定通知書（写し）

6 留意事項

(1) 本補助金により30万円以上の機械、器具及びその他の財産を取得した場合、耐用年数より前に補助金の目的外に使用等しないこと（厚生労働大臣の承認が必要）

(2) 令和2年度の消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、令和4年6月30日までに第2号様式を厚生労働省へ提出してください。

なお、補助金に係る仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額を返納いただくことになります。

※ 提出先:〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省医政局医療経理室あて
(電話番号) 03-3595-2225

(3) 同一の物品等に対して本補助金と他の補助金を重複して受けとることはできません。

※既に感染対策補助金70万円の補助を受けている場合、今回の20万円は支出内容が重複しないようにしてください。

(4) 本補助金の申請は、1回限りですので、申請漏れ等ないように確認をお願いします。

事務担当：厚生労働省医政局医療経理室医療経営支援課

(問合せ先) 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話:0120-336-933 (平日9:30~18:00)